

令和7年度 介護保険料のお知らせ

介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画にて決定します。

令和6年度より第9期介護保険事業計画期間となり、保険料の基準額が引き上げられました。

(裏面に保険料の一覧記載)

介護保険事業計画期間
第8期 (令和3年度～令和5年度)
基準額 (月額)
6,000 円



介護保険事業計画期間
第9期 (令和6年度～令和8年度)
基準額 (月額)
6,300 円



介護保険料の納め方は、介護保険法に基づき、受給している年金の額等の理由により、普通徴収と特別徴収に分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※ 年額18万円以上の方でも、納付書で納めていただく場合もございます。

普通徴収

年金が年額**18万円以下**の方



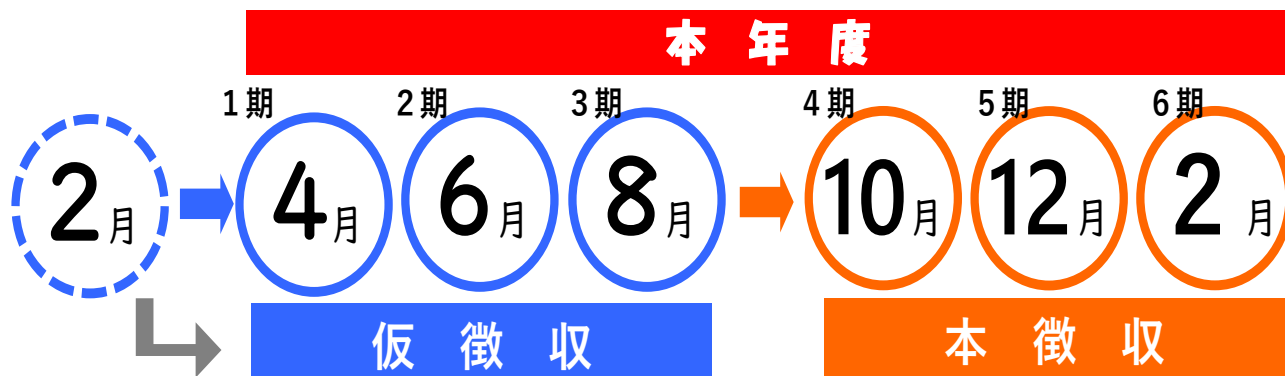
【納付書】や【口座振替】で
各自納めます



市町村申告により、介護保険料が決定
され、通知書が送付されます。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方→年金から【天引き】になります



(裏面に保険料の一覧があります。)

(裏面)

所得段階	対象者	月額保険料	令和6年度～ 令和8年度年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている ○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が80万9千円以下の人	約1,792円	21,500円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が80万9千円超え120万円以下の人	3,050円	36,600円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が120万円超の人	約4,308円	51,700円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等80万9千円以下	約5,667円	68,000円
第5段階 (基準額)	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税 ○本人年金収入等80万9千円超えの人 ○第4段階以外の人	6,300円	75,600円
第6段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が120万円未満の人	約7,558円	90,700円
第7段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	約8,183円	98,200円
第8段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が210万円以320万円未満の人	9,450円	113,400円
第9段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が320万円以420万円未満の人	約10,708円	128,500円
第10段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が420万円以520万円未満の人	約11,967円	143,600円
第11段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が520万円以620万円未満の人	約13,225円	158,700円
第12段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が620万円以720万円未満の人	約14,483円	173,800円
第13段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が720万円以上の人	約15,117円	181,400円

新
設

【介護保険料に関する問い合わせ先】

伊仙町役場 地域福祉課 介護保険係 ☎ 0997 - 86 - 3115